

目黒区施設予約システム

スポーツ施設 利用ガイドブック

(利用規約)

【目次】

	ページ
1 利用にあたって	1
2 施設の予約から利用までの流れ	2
3 施設予約システムについて	3
4 施設予約方法と申込期間	3
5 利用者（団体）登録手続き	4
6 抽選申込	9
7 空き施設予約	10
8 利用手続き（利用申請と使用料の支払い）	11
9 利用手続き後の取消しと使用料の還付	13
10 利用当日・利用時のお願い	15
11 施設別 抽選申込・空き施設予約ガイド	16
12 施設予約システム 対象スポーツ施設一覧	23
13 貸切利用料金一覧	24
14 よくある質問【FAQ】	26

令和3年（2021年）10月

目黒区文化・スポーツ部スポーツ振興課

1 利用にあたって

皆さんが公平に気持ちよく利用できるよう、次のことを守ってご利用ください。

■ 営利目的の利用の禁止

営利目的と認められる活動があった場合、登録を抹消することがあります。

■ 不正な利用者（団体）登録の禁止

1つの団体が利用者（団体）登録できるのは1登録のみです。

架空の構成員や構成員を組み換えるなどして別団体を装い、予約を確保するといった不正行為（不正登録）は行わないでください。複数の利用者登録証を一人の方が管理している場合は不正登録とみなし、登録を抹消することがあります。

■ 権利譲渡の禁止

抽選で当選した施設予約や空き施設予約の権利を、他の団体に譲渡することはできません。

■ 無断キャンセル・直前キャンセルに対する利用制限の適用

予約を取消す場合は、必ず事前に所定の手続きを行ってください。

予約取消しの手続きを行わず（使用料を納めず）に当日施設を利用しない場合は無断キャンセルとなり、その時点から3か月後まで抽選申込と空き施設予約ができなくなります。なお、当選した予約、既に申し込んだ空き施設予約は利用できます。

また、庭球場は利用日3日前から、その他の体育施設は利用日5日前から行った予約取消は直前キャンセルとなります。（庭球場は利用日4日前まで、その他の体育施設は利用日6日前までに予約取消しをすれば、直前キャンセルにはなりません）

直前キャンセルは3回行くと無断キャンセルと同様の取扱いとなりますので、ご注意ください。（詳しくはP.14～15へ）

■ 施設の区分について

施設予約システムでは、下記のとおりスポーツ施設を「屋内施設」と「屋外施設」に区分しています。

区分	施設
屋内施設	・ 体育室 ・ 競技場 ・ 格技場 ・ 弓道場 ・ エアーライフル場 ・ トレーニングスタジオ ・ 体育館プール ・ 小学校屋内プール
屋外施設	・ 庭球場 ・ 野球場 ・ サッカー場 ・ ゲートボール場

2 施設の予約から利用までの流れ（施設により一部期間が異なります）

<p>A 利用者（団体）登録 ⇒ (P. 4)</p>	<p>○施設を利用する前に各体育館等で利用者登録を行います * 窓口申請のみ</p>
↓	
<p>B 抽選申込受付 2または4か月前の1日～月末 (施設により異なる) ⇒ (P. 9)</p>	<p>○パソコン・スマートフォン、利用者端末から希望施設の抽選を申込みます * <u>抽選申込ができるのは「区民団体」のみです</u></p>
↓	
<p>抽選（翌月の5日）・ 抽選確認（6日から）</p>	<p>○システムで抽選結果を確認してください * 希望者にはメールで抽選結果を通知します（抽選翌日〈6日〉発信）</p>
↓	
<p>当選した施設の 利用申請手続き・ 使用料支払い ⇒ (P. 11)</p>	<p>○当選者は、指定期間内に利用する施設または各体育館窓口で「利用者登録証」を提示のうえ、利用申請と施設使用料の支払いをしてください。「利用承認書」を発行します * 当選後、指定期間内に所定の手続きがされない場合は自動的に「キャンセル」扱いとなります。屋内施設の場合、再度、同一団体が同一枠を予約することはできませんのでご注意ください * 屋外施設（庭球場、野球場・サッカー場等）は、施設利用当日に利用申請の手続きと使用料の支払いを行ってください</p>
↓	
<p>C 空き施設 予約受付（先着順） 毎月15日8：45以降 ⇒ (P. 10)</p>	<p>○パソコン・スマートフォン、利用者端末から空き施設を予約します。 <u>区外団体は、空き施設予約からのご利用となります</u> 屋内施設の場合、予約したコマを取消すと、再度、同一団体が同一枠を予約することはできませんのでご注意ください</p>
↓	
<p>空き予約した施設の 利用申請・ 使用料支払 ⇒ (P. 11)</p>	<p>○空き施設予約者は、指定期間内に利用する施設又は各体育館窓口で「利用者登録証」を提示のうえ、利用申請と施設使用料の支払いをしてください。「利用承認書」を発行します * 予約後、指定期間内に所定の手続きがされない場合は、自動的に「キャンセル」扱いとなりますのでご注意ください。また、取消しを行った日に応じて、「無断キャンセル」または「直前キャンセル」となり、予約システムの利用制限が適用される場合がありますのでご注意ください * 屋外施設は、利用当日に利用申請と使用料の支払いを行ってください * 利用申請を行い、使用料を支払った予約を取り消す場合は、利用日までの残日数に応じて還付請求ができます → (P. 13)</p>
↓	
<p>D 施設利用（当日） ⇒ (P. 15)</p>	<p>○利用施設の窓口に、「利用者登録証」と「利用承認書」を提示しご利用ください。<u>(提示がない場合、利用をお断りすることがあります)</u> ○屋外施設は、利用当日に利用申請と使用料の支払いを行ってください 【抽選・空き施設予約共通】</p>

3 施設予約システムについて

施設予約システムでは、パソコン・スマートフォンや施設に設置している利用者端末から、施設の空き状況検索や予約等を行うことができます。どなたにも快適にご利用いただけるようアクセシビリティに配慮し、文字サイズ・配色の変更等の補助機能があります。

●システムのURL（パソコン・スマートフォン）

目黒区施設予約システム <https://resv.city.meguro.tokyo.jp/Web>

*目黒区ホームページ (<https://www.city.meguro.tokyo.jp/>) からリンクを張っております

●システムの利用時間

機能	パソコン・スマートフォン	利用者端末
抽選申込※、空き施設予約、 空き状況の確認	24 時間	施設により異なります
空き施設予約開始日【毎月 15 日】	8 : 45 から	8 : 45 から各施設利用時間まで

※毎月 1 日の抽選予約開始日は 6 : 00 から

■利用者端末の設置場所（施設）と利用時間

施設名	端末利用時間
駒場体育館、目黒区民センター体育館、碑文谷体育館、 中央体育館、八雲体育館、五本木小学校屋内プール、 碑小学校屋内プール、緑ヶ丘小学校屋内プール	8 : 45～22 : 00
砧野球場・サッカー場	8 : 45～17 : 00
宮前公園庭球場	(2/1～11/14) 8 : 45～17 : 00 (11/15～1/31) 8 : 45～16 : 00

※各施設の所在地や電話、最寄駅などは、P. 23 の施設一覧をご覧ください

※いずれの施設も、12/28～1/4 は利用できません

※上記のスポーツ施設のほか、総合庁舎や各集会施設等にも設置しています。所在地などは区ホームページをご確認ください

4 施設の予約申込・申込期間について

抽選申込や空き施設予約は、利用者ご自身によるシステム操作が必要です。

申込期間は下表のとおりです。施設により異なる場合もありますので、詳しくは「施設別抽選申込・空き施設予約ガイド (P. 16)」をご覧ください。

なお、**抽選申込ができるのは区民団体のみ**です。

	抽選申込期間・抽選日	空き施設受付（先着順）
屋内 施設 ※1	利用月 4 か月前の 1 日から末日 【抽選日：利用月 3 か月前の 5 日】	利用月 3 か月前の 15 日から利用日当日まで (体育館プールは利用月前月の 10 日まで)
	[小学校屋内プール] 利用月 2 か月前の 1 日から 4 日 ※2 【抽選日：利用月 2 か月前の 5 日】	[小学校屋内プール] 利用月 2 か月前の 15 日から 20 日まで
屋外 施設	利用月 2 か月前の 1 日から末日 【抽選日：利用月前月の 5 日】	利用月前月の 15 日から利用日当日まで

※1 中央体育館競技場の半面利用、エアライフル場については中央体育館にご確認ください。

※2 小学校屋内プールの 3 月利用分の申込期間は、3 か月前 (12/24～27) となります。

5 利用者（団体）登録手続き

スポーツ施設を貸切で利用するためには、あらかじめ利用者（団体）登録が必要です。

営利を目的とした活動を行うための登録はできません。（P.8「登録の制限と重複等不正登録の禁止」を必ずご確認ください）

利用できる施設、利用料金などは登録した団体区分によって異なります。

登録有効期限は登録日から2年後です。有効期限を更新する場合や登録内容に変更があった場合は、更新や変更の手続きが必要です。

●利用者登録区分と要件

登録区分には、**区民団体**と**区外団体**があります。

登録区分	要件
区民団体	区内在住・在勤・在学の成人の方が代表者で、かつ団体の構成員の過半数が区内在住・在勤・在学者の団体
区外団体	上記以外の団体（例：目黒区外在住の成人の方が代表者。構成員の過半数が区外在住者で、目黒区在勤・在学ではない）

※区外団体は、空き施設予約申込のみとなります。抽選の申込はできません。

区民団体・区外団体は、**大人（高校生以上）**と**小人（中学生以下）**に分けられます。

※小人団体はさらに中学生以下、小学生以下で区分される場合があります。

団体登録申請には、代表者と連絡員をそれぞれ立ててください。

団体区分	団体の構成員	代表者・連絡員になれる方
大人団体 （高校生以上）	プレーヤーに高校生以上が含まれる	代表者は成人で、連絡員は代表者とは別の方（高校生以上）
小人団体 （中学生）	プレーヤーが小人のみで全員が中学生、又は一部が中学生	代表者・連絡員ともに成人で、同一人物が両方を兼ねることも可能
小人団体 （小学生）	プレーヤーが小人のみで全員が小学生	

●構成員数別 利用可能施設一覧

利用施設	登録構成員数別 利用可能施設 ※1			
	2~4人	5~8人	9~10人	11人以上
体育室 競技場 格技場 弓道場 ※2 トレーニングスタジオ	×	○	○	○
庭球場	○	○	○	○
野球場	×	×	○	○
サッカー場	×	×	×	○
屋内 プール	体育館プール	×	○	○
	学校プール	×	○	○
エアライフル場 ※3	×	○	○	○
ゲートボール場 ※4	×	○	○	○

※1 小人団体の構成員数は、代表者と連絡員を除いたプレーする人数です。

※2 弓道場は弓道利用者からのみの登録となり、中央体育館でのみ登録受付を行います。

※3 エアライフル場は資格所持者のみの利用となります。中央体育館でのみ登録受付を行います。

※4 ゲートボール場はテニス兼用コートです（駒場庭球場D面）。

●登録手続一覧

事例	必要な手続き	受付窓口
新規に団体を登録するとき	利用者登録申請 (P6)	最寄りの受付窓口 (各体育館・スポーツ振興課)
有効期限の切れた団体を再登録するとき		
有効期限内に更新手続きをするとき (更新時の変更含む)	利用者登録更新手続き (P6)	
利用者登録を廃止するとき		
代表者・連絡員や構成員に変更が生じたとき	利用者登録変更等申請 (P7)	利用者登録申請を行った施設 ※「利用者登録証」の裏面に受付施設が記載されています
団体の構成人数に変更が生じたとき		
進学等により、小人団体でなくなったとき		
利用者登録証を紛失、再交付を要するとき		
登録したメールアドレスを変更するとき	ご自身のパソコンなどで変更できます	

●利用者登録・変更等手続きの受付窓口

受付窓口	所在地	電話番号	受付時間
駒場体育館	駒場 2-19-39	3485-7761	施設開館日の 9:00~22:00 ※年末年始(12月28日~1月4日)は各施設とも休館
目黒区民センター体育館	目黒 2-4-36	3711-1139	
碑文谷体育館	碑文谷 6-12-43	3760-1941	
中央体育館	目黒本町 5-22-8	3714-9591	
八雲体育館	八雲 1-1-1	5701-2984	
スポーツ振興課	上目黒 2-19-15 (目黒区総合庁舎 5階)	5722-9690	月曜日から金曜日(休・祝日、 年末年始を除く)の 8:30~17:00

●利用者登録・更新・変更等 手続き方法

◆新規登録

必要書類	手続きできる方
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者登録申請書 ・利用者登録団体名簿 ・代表者及び連絡員それぞれの身分証明書（写し可） ・代表者及び連絡員が区外在住で区内在勤・在学の方の場合、区内在勤・在学を証明するもの（写し可） 	代表者、連絡員又は構成員となる方

【受付場所】 区立体育館又は目黒区総合庁舎 5階スポーツ振興課（P5 参照）

- ① 団体の代表者、連絡員または構成員となる方のいずれかが、代表者と連絡員それぞれ（2人分）の身分証明書（下表1のとおり）を持参し、手続きしてください。
- ② 各体育施設窓口で配布する申請書（目黒区ホームページから印刷可）に必要な事項を記入する。
- ③ 団体の人数が3人以上の場合、構成員の氏名、住所、勤務先・通学先（区外在住で区内在勤・在学の方）、学年（中学生以下の方）を「利用者登録名簿」（目黒区ホームページから印刷可）に全員分記入する。（必要事項が記入されていれば自作の書式でも可。）
- ④ 内容を確認後、利用者登録証が交付されます。審査等で1週間ほどかかる場合があります。

表1 身分証明書の例

身分証明書（写し可）	確認事項	
	本人確認・住所確認	区内在勤・在学
運転免許証	○	—
マイナンバーカード	○	—
健康保険証	○（裏面に住所要記載）	—
パスポート	○ （所持人記入欄に住所要記載）	—
社員証	—	○
在職証明書	—	○
学生証	—	○

◆利用団体の更新手続き（更新時の変更含む）

利用者（団体）登録の有効期限は、登録日から2年後です。同一の団体で施設を使用する場合、更新手続きが必要となります。更新手続きは有効期限の2か月前から行うことができます。内容の審査等で1週間ほどかかる場合があります。

必要書類	手続きできる方
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者登録申請書 ・利用者登録団体名簿 ・代表者及び連絡員それぞれの身分証明書（写し可） ・区外在住で区内在勤・在学の方の場合、区内在勤在学を証明するもの（写し可） 	代表者、連絡員又は構成員となる方

【受付場所】 区立体育館又は目黒区総合庁舎 5階スポーツ振興課（P5 参照）

※手続き方法や必要書類、確認する身分証明書は新規登録と同じく表1のとおりです。更新時に団体の構成員を変更する場合は、団体変更前の代表者、連絡員又は構成員が手続きしてください。

◆利用登録内容の変更・利用登録の廃止・利用者登録証の再発行

【利用者登録変更申請が必要な場合】

- ・代表者・連絡員の変更や構成員の追加があった。
- ・区内・区外小人団体の構成員である小学6年生・中学3年生の年齢が上がり、中学生や高校生以上となった。
- ・有効期限内の利用者登録証を廃止する。
- ・有効期限内の利用者登録証を再交付申請する。

必要書類	手続きできる方
<ul style="list-style-type: none">・利用者登録変更等申請・届出書・利用者登録団体名簿・手続きに来た方の身分証明書・代表者及び連絡員を変更する場合は、変更する方の身分証明書（写し可）	変更前の代表者、連絡員又は構成員の方

【受付場所】利用者登録を行った受付窓口（利用者登録証裏面の左下に記載）

- ①変更前の代表者、連絡員または構成員のいずれかが、身分証明書（氏名・住所が確認できるもの）を持参し、手続きしてください。
※代表者及び連絡員を変更する場合は、変更する方の身分証明書（写し可）
※変更前の「利用者登録名簿」に記載されていない構成員は手続きできません。
- ②窓口で配布する利用者登録等変更申請・届出書（目黒区ホームページから印刷可）に必要事項を記入してください。

※手続きの際に確認する身分証明書は前ページ表1のとおりです。

■少年団体の区分変更について

区民団体（少年）及び区外団体（少年）で登録された団体のうち、構成員に小学6年生、中学3年生を含み、進学等により団体区分が変更になる団体は、年齢制限のある施設の安全利用のため、有効期限内に迎える3～4月中に「利用者登録変更」（構成員情報の変更）の手続きを行ってください。

■仮パスワードの変更について

登録申請時、仮パスワードが自動設定されます。システムを利用する前に、仮パスワードを変更してください。パスワードの変更は、パソコン・スマートフォン・利用者端末機で何度でも行うことができます。

■個人情報保護について

目黒区は個人情報保護法及び目黒区個人情報保護条例に基づき、収集した個人情報を適切に管理します。管理が必要でなくなった個人情報は速やかに消去します。

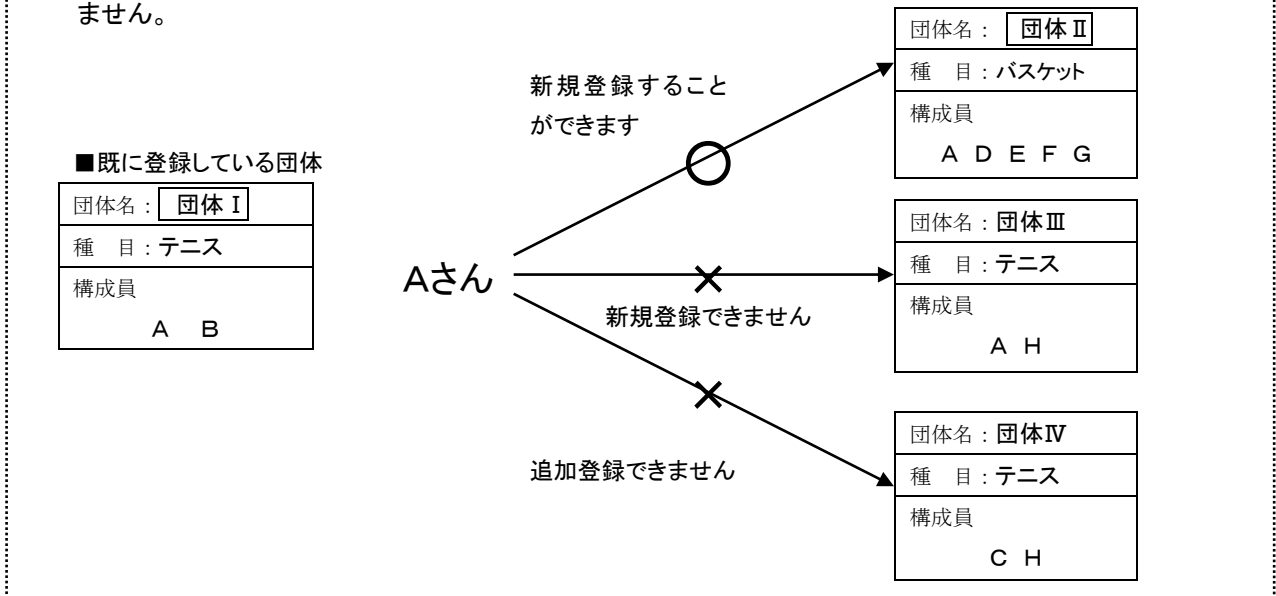
登録申請書や団体名簿等で取得した個人情報は、以下の事項のみに利用する目的で収集し、それ以外の目的に利用又は提供することは一切ありません。

- (1) 団体登録要件の確認
- (2) 施設予約システムにおける予約処理
- (3) 施設使用料の入出金管理
- (4) 施設管理（利用者確認など）
- (5) 利用者意見のアンケート調査

●登録の制限と重複等の不正登録の禁止

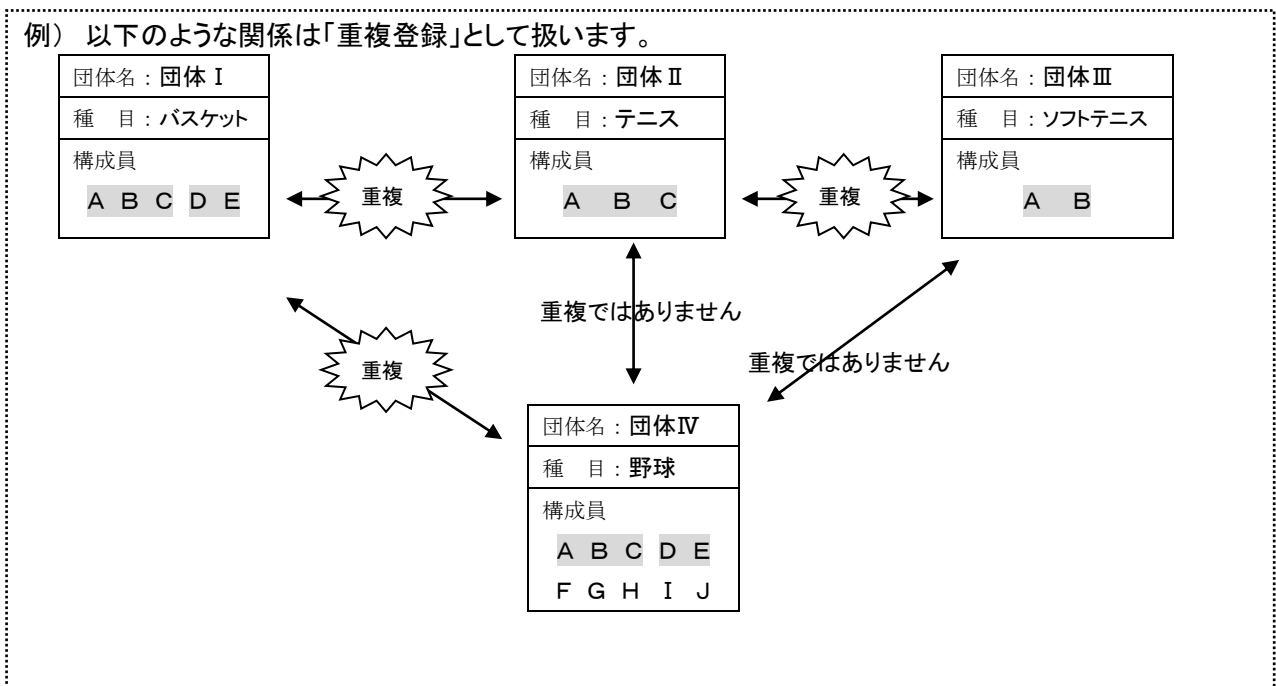
登録は1人1種目につき1団体までです。既に登録された団体の構成員（代表者含む）として登録されている方は、同一種目の他の団体の構成員（代表者含む）として登録することはできません。

例)既に「団体Ⅰ」(硬式テニス)に登録しているAさんが、他の団体に登録する場合、種目の異なる「団体Ⅱ」への登録はできますが、同一種目である団体Ⅲへの追加登録、同一種目の団体Ⅳを新規登録することはできません。



異なる種目の団体であっても、構成員の半数以上が同一の場合は「重複登録」とみなし、利用者登録を抹消します。重複は代表者を含む全ての構成員を対象とします。

例) 以下のような関係は「重複登録」として扱います。



6 抽選申込（区民団体のみ）

抽選申込ができるのは、登録区分が区民団体（大人・小人）のみです。
区外団体は「空き施設予約」からとなります。

●抽選申込方法

各施設の抽選申込期間内に、パソコン・スマートフォンや各施設に設置された利用者端末からシステムへログイン（利用者登録番号とパスワードを入力）し、抽選の申込を行います。

●抽選申込期間・抽選申込可能数

施設により異なります。⇒詳細は、施設別 抽選・空き予約ガイド（P.16～）参照

●抽選申込の確認・取消

抽選申込期間中は、パソコン・スマートフォンや利用者端末から、抽選申込内容の確認や変更、取消ができます。利用日など申込内容を変更したい場合は、抽選申込期間中に抽選申込を取り消し、新たに申込をしてください。

●抽選日と抽選結果の確認方法

毎月5日（対象施設共通）に、システムによる自動抽選を行います。

抽選結果は、抽選日の翌日（毎月6日）6:00から15日0:00まで、システムの画面で確認できます。またメールアドレスを登録しておくことで、抽選結果メールが抽選日翌日（毎月6日）に送信されます。なお、登録したメールアドレスに誤りがある（無効なメールアドレス）などの理由で、システムからのメールが送信できない場合、お知らせを施設予約システムのメッセージにお送りします。

（表示期間経過後に抽選結果〈予約〉を確認する場合は、システムの「予約内容の確認・取消」画面で確認してください。）

■メールアドレスの登録・変更・解除

利用者登録後、システムにログインし、「利用者情報の変更」から行ってください。登録したメールアドレスに誤りがあり、一定期間中にメールアドレスの変更が確認できない場合、登録したメールアドレスを削除することがあります。

●抽選当選後の利用手続き

【屋内施設】

当選し施設を利用される方は、指定期間内に、施設窓口で利用手続（利用申請と使用料の支払い等）をしてください。

指定期間内に利用手続を行わない場合は自動的にキャンセル扱いとなり、当選の権利が消滅します。この場合、同一施設の同一枠への予約ができなくなります（再予約の制限）のでご注意ください。⇒詳細は、P.11「利用手続き」参照

【屋外施設】

屋外施設は天候等により使用できないことがあるため、利用日当日に、利用する施設の窓口で、利用申請と使用料支払いをしてください。⇒詳細は、P.11「利用手続き」参照

7 空き施設予約申込

抽選終了後、空いている施設については、先着順で予約ができます。
空き施設予約は、すべての登録団体（区内団体、区外団体）が行えます。

●空き施設の予約方法

申込方法	操作
パソコン・スマートフォン	各施設の予約申込期間に、システムへログイン（利用者登録番号とパスワードを入力）して、予約を行います。
利用者端末	各施設の予約申込期間に、施設に設置された利用者端末からログイン（利用者登録番号とパスワードを入力）して、予約を行います。

●空き施設の予約申込期間・予約申込数

予約開始日、開始時間、申込期間・申込数は、施設により異なります。

⇒詳細は「施設別 抽選・空き施設予約ガイド」(P.16～) 参照

●予約後の利用手続（利用申請と使用料の支払い）

空き施設の予約申込をされた方は、指定された期日までに利用手続（利用申請と使用料の支払い等）を行ってください。⇒詳細は、P.11「利用手続き」参照

【抽選予約・空き施設予約共通】

■団体構成人数に注意

団体の構成人数により利用ができない施設があります。

⇒詳細は、P.4「構成員数別 利用可能施設一覧」参照

8 利用手続き（利用申請と使用料の支払い）

【屋内施設】

抽選予約に当選した団体は、抽選日翌日（毎月6日）の9:00から14日の22:00までに、利用する施設又は各体育館の窓口で利用申請と使用料の支払いをしてください。利用承認書を交付します。利用承認書は利用当日必要になります。再発行しませんので紛失にご注意ください。

空き施設予約をした団体は、指定期間内（予約申込時に支払期日がシステム画面に表示されます）に利用する施設又は各体育館の窓口で利用手続きと使用料の支払いをしてください。利用承認書を交付します。利用承認書は利用当日必要です。再発行しませんので紛失にご注意ください。

利用施設	受付窓口
小学校屋内プール以外の屋内施設	利用する施設または各体育館の窓口
小学校屋内プール	利用する施設

●屋内施設の注意事項

指定期間内に利用手続きが行われない場合は、自動的にキャンセル扱いとなります。抽選の場合は当選の権利が消滅し、同一枠への予約ができなくなります（再予約の制限）ので、ご注意ください。

直前または連絡がなく使用しなかった場合は、「直前キャンセル」または「無断キャンセル」が適用され、ペナルティポイントがつきます。無断キャンセルは1回、直前キャンセルは3回行った場合、事象が発生した日から3か月後まで「抽選申込」及び「空き施設予約申込」ができなくなります。

取り消し有効期限後（P. 15）から利用時間終了の前までに利用施設へ取消しの連絡があった場合	「直前キャンセル」が適用されます。 ただし、やむを得ない理由による取消しの場合、 <u>利用施設へ連絡があった場合のみ</u> 、施設側で「直前キャンセル」の適用を外します。
利用施設へ連絡なく使用しなかった場合	「無断キャンセル」が適用されます。

■施設使用料を支払い、利用承認書が発行されている場合

連絡なしで当日施設を使用しなくても「直前キャンセル」や「無断キャンセル」は適用しません。ただし使用料の還付はできません。⇒（P. 13）

【屋外施設】

屋外施設は天候等により使用できないことがあるため、利用当日に利用する施設の窓口で、利用開始時間から15分経過するまでに、利用申請と使用料支払いをしてください。

受付時間は利用日当日の8:50（砧野球場・サッカー場は6:00）からです。

●屋外施設の注意事項

直前または連絡がなく使用しなかった場合は、「直前キャンセル」または「無断キャンセル」が適用され、ペナルティポイントがつきます。無断キャンセルは1回、直前キャンセルは3回行った場合、事象が発生した日から3か月後まで「抽選申込」及び「空き施設予約申込」ができなくなります。

権利消滅の前（ <u>利用開始時間から15分経過するまで</u> ）に利用施設へ取消の連絡があった場合	「直前キャンセル」が適用されます。
利用開始時間から15分経過しても手続きがされなかった場合	「無断キャンセル」が適用されます。

※屋外施設は、天候不良やコート不良により使用を中止することがあります。（詳しくはP.15）

【屋外・屋内施設共通】やむを得ない理由での取り消し

天候不良以外のやむを得ない理由で取り消しを行う場合は、ペナルティを適用しません。施設側で予約を解除するので、権利が消滅する前まで（屋外施設は利用開始時間から15分経過する前まで、屋内施設は利用終了時間前まで）に、施設へ必ず連絡してください。取消有効期限（庭球場は利用日4日前まで、その他の施設は利用日6日前まで）を過ぎてから団体がシステムで取り消しを行うと、直前キャンセルが適用されてしまいますので、ご注意ください。（システム内の各施設のお知らせ欄に雨等の天候不良、またはコート不良のお知らせが表示されている場合はP.15をご覧ください。）

9 利用手続き後の取消しと使用料の還付

屋内施設で利用手続きを行った予約を取り消す際は、利用する施設の窓口で利用承認取消し手続きを行ってください。パソコン・スマートフォンや利用者端末からは手続きできません。詳しくは利用施設へお問い合わせください。

●使用料の還付について

利用取消しに伴い施設使用料の還付を請求する場合は、還付請求の手続きが必要です。利用日までの残日数に応じて使用料を還付します。還付金額の割合は、下表のとおりです。還付手続きには、利用承認書が必要です。 ※拡声装置等の付帯設備使用料は、全額還付します。

利用承認取消申請手続きを行った日	還付率
利用期日（利用日）の 21 日前 までに手続きを完了した場合	全額還付
利用期日（利用日）の 11 日前 までに手続きを完了した場合	75%還付
利用期日（利用日）の 6 日前 までに手続きを完了した場合	50%還付
利用期日（利用日）と取消申請日までが 5 日以内 の場合	還付できません

《参考》手続き日別 還付率の例 【利用期日（利用日）が 2/28 の場合】

2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7
← 利用の 21 日以上前（全額還付） →						
2/8 (20 日前)	2/9 (19 日前)	2/10 (18 日前)	2/11 (17 日前)	2/12 (16 日前)	2/13 (15 日前)	2/14 (14 日前)
← 利用の 11～20 日前（75%還付） →						
2/15 (13 日前)	2/16 (12 日前)	2/17 (11 日前)	2/18 (10 日前)	2/19 (9 日前)	2/20 (8 日前)	2/21 (7 日前)
← (75%還付) → 利用の 6～10 日前（50%還付） →						
2/22 (6 日前) (50%還付)	2/23 (5 日前)	2/24 (4 日前)	2/25 (3 日前)	2/26 (2 日前)	2/27 (1 日前)	2/28 利用日
← 還付できません →						

●利用手続き前の予約の取消し可能期間の例

【庭球場】

18日	5日前	
19日	4日前	← キャンセルはこの日まで
20日	3日前	← 3日前から「直前キャンセル」が適用
21日	2日前	
22日	1日前	
23日	利用日	← 「無断キャンセル」

【庭球場以外の施設】

17日	6日前	← キャンセルはこの日まで
18日	5日前	← 5日前から「直前キャンセル」が適用
19日	4日前	
20日	3日前	
21日	2日前	
22日	1日前	
23日	利用日	← 「無断キャンセル」

10 利用当日・利用時のお願い

施設利用当日は、利用承認書と利用者登録証が必要です。

*利用施設の窓口にて、利用承認書と利用者登録証を提示してください。提示がない場合、利用をお断りすることがあります。また、利用承認書の再発行はしませんので紛失しないようご注意ください。

*屋外施設は、利用日当日、手続き後に利用承認書を交付します。

●付帯設備・器具の利用について

ラケットやマイク等の付帯設備や器具を利用する場合は、利用手続きの際、窓口で申し込んでください。システムでは付帯設備等の事前貸し出し受付はできません。

●利用者登録した構成員以外の参加者がいる場合（同伴利用者の報告）

登録した構成員以外の方が一緒にプレーする場合は、当日の受付時に必ずお申し出ください。
実際の利用人員が施設の定員を超える場合は、利用を制限又はお断りすることがあります。
受付時に報告（連絡）がない場合、利用をお断りすることがあります。

【利用に関する注意事項】

■権利譲渡の禁止

抽選で当選した予約や空き施設予約の権利を、他の団体に譲渡することはできません。

■無断キャンセルの禁止

予約取消しの手続き及び使用料を納めずに当日施設を利用しなかった場合、「無断キャンセル」となります。無断キャンセルをすると、事象が発生した日から3か月後までシステムでの「抽選申込」と「空き施設予約申込」ができなくなりますので、ご注意ください。無断キャンセルは、他の団体への迷惑になるほか、施設を効率的に利用できなくなるため禁止しています。利用しない場合は、必ず事前に取消しの手続きを行ってください。

■天候不良等による中止

屋外施設（庭球場、野球場、サッカー場、ゲートボール場）は、天候不良やコート不良により利用を中止することがあります。利用日当日の天候不良等の判断については、施設予約システム「施設検索画面」のお知らせ欄をご確認いただくか、施設にお問い合わせください。

天候不良により屋外施設を利用しないときは、ご自身で予約の取消しを行わずにそのままにしてください。この場合（お知らせ欄に表示がある場合）、屋外施設を利用しなくてもペナルティの対象にはなりません。

なお、雨等の「天候不良」のお知らせが表示されていても庭球場は利用できる場合がありますので、直接施設にお問い合わせください。ただし「コート不良」のお知らせが表示されている場合は利用できません。

11 施設別 抽選申込・空き施設予約ガイド

● 体育室・競技場・格技場・弓道場・エアーライフル場・トレーニングスタジオ

1 対象施設

施設区分	施設	利用料金
体育室・競技場	<ul style="list-style-type: none"> ・駒場体育館 体育室 ・目黒区民センター体育館 体育室 ・碑文谷体育館 体育室 ・中央体育館 競技場 ・八雲体育館 体育室 	P. 24「貸切利用料金一覧」のとおりに
格技場	<ul style="list-style-type: none"> ・中央体育館 第1格技場（畳） ・中央体育館 第2格技場（フローリング） 	
弓道場	<ul style="list-style-type: none"> ・中央体育館 弓道場 	
エアーライフル場	<ul style="list-style-type: none"> ・中央体育館 エアーライフル場 	
トレーニングスタジオ	<ul style="list-style-type: none"> ・目黒区民センター体育館 トレーニングスタジオ ・中央体育館 トレーニングスタジオ 	

2 抽選申込

申込方法	パソコン・スマートフォン、利用者用端末
申込できる団体	構成員5人以上の区民団体（大人・小人） ※中央体育館エアーライフル場は許可証所持者のみ申込可
申込期間	利用月4か月前の1日から末日まで
抽選日	申込期間の翌月5日
申込可能コマ数	施設、曜日（平日・土日祝）を問わず最大8コマまで
使用料の支払い	抽選日翌日（6日）から14日の22:00まで

3 空き施設予約

予約方法（先着順）	パソコン・スマートフォン、利用者用端末
予約できる団体	構成員5人以上の区内団体・区外団体 ※中央体育館エアーライフル場は許可証所持者のみ申込可
空き施設の表示期間	利用月3か月前の6日から利用日当日まで
予約可能な期間	利用月3か月前の15日8:45から利用日当日まで ※中央体育館競技場半面利用は2か月前の15日から利用日当日まで ※中央体育館エアーライフル場は、3か月前の15日から利用日1週間前まで。 <u>ご希望の場合は、必ず事前に中央体育館へお問い合わせください。</u> 都合によりご利用できない場合もあります。
予約可能コマ数	1日あたり最大4コマ（ただし、同一時間帯の申込はできません） *施設、曜日（平日・土日祝）を問わず
使用料の支払い	予約をした日から8日以内（予約をした日は含みません） ※予約をした日が利用日から8日以上先の場合は、予約申込日から8日以内 ※予約をした日が利用日から7日以内の場合は、利用日当日まで

■体育室（競技場）（同じ施設）を連続で利用する場合の抽選申込について

体育室（競技場）等は、午前（9:00～12:00）、午後①（12:20～15:20）、午後②（15:40～18:40）、夜間（19:00～22:00）の4コマに分かれています。

体育室等（同じ施設）を「午前－午後①」「午後②－夜間」「午前－午後①②－夜間」など連続して利用を希望する場合又はいずれかの時間帯を利用したい場合の抽選申込方法は、以下のとおりです。

例1 中央体育館競技場の「午後①－午後②－夜間」を続けて利用したい場合

予約画面で「午後①」「午後②」「夜間」を連続して選択し、優先順位を同一にして申込してください。「午後①」「午後②」「夜間」の3コマ分の申込となります。この場合、いずれかの時間帯の抽選で他に当選者があれば、「午後①」「午後②」「夜間」共に落選となります。いずれかが当選することはありません。

例2 中央体育館競技場の「午後②」「夜間」のいずれかを利用したい場合

予約画面で「午後②」「夜間」の選択後に優先順位を別にして申込してください。この場合、「午後②」、「夜間」の1コマごとの抽選となり、一方が落選しても、もう一方が当選することがあります。両方とも当選することもあります。

■中央体育館の施設抽選申込・空き施設予約時のご注意

・中央体育館の競技場の利用

競技場を抽選で申し込む時は「全面利用のみ」となります。半面での貸切を希望する場合は、利用月2か月前の15日からの空き施設予約でお申し込みください。

・中央体育館のエアライフル場の利用

エアライフル場は、利用する方全員が銃砲所持許可証の所持者であることが必要です。予約の際、必ず事前（利用日の1週間前まで）に中央体育館までお問い合わせください。

●屋内プール（体育館プール・小学校屋内プール）

1 対象施設

施設区分	施設	利用料金
体育館プール	・目黒区民センター屋内プール ・駒場プール	P. 24「貸切利用料金一覧」のとおり
小学校屋内プール	・五本木小学校屋内プール（中央地区プール） ・碑小学校屋内プール（南部地区プール） ・緑ヶ丘小学校屋内プール（西部地区プール）	

2 抽選申込

申込方法	パソコン・スマートフォン、利用者端末
申込できる団体	構成員5人以上の区民団体（大人・小人）
申込期間	体育館プール：利用月4か月前の1日から末日まで
	小学校屋内プール：利用月2か月前の1日から4日まで （※3月利用分の申込期間は12月24日から27日）
抽選日	体育館プール：申込期間の翌月5日
	小学校屋内プール：申込期間終了日の翌日（5日） ※3月利用分は、申込期間の翌月5日
申込可能コマ数	施設、曜日（平日・土日祝）を問わず最大8コマまで
使用料の支払い	抽選日翌日（6日）から14日の22：00まで

3 空き施設予約

予約方法（先着順）	パソコン・スマートフォン、利用者端末
予約できる団体	構成員5人以上の区内団体・区外団体
空き施設表示期間	体育館プール：利用月3か月前の6日から利用日前月10日まで
	小学校屋内プール：利用月2か月前の6日から20日まで
予約可能期間	体育館プール：利用月3か月前の15日8：45から利用日前月10日まで
	小学校屋内プール：利用月2か月前の15日8：45から20日まで
予約可能コマ数	施設、曜日（平日・土日祝）を問わず1日あたり最大4コマまで
使用料の支払い	予約をした日から8日以内（予約をした日は含みません） ※予約をした日が利用日から8日以上先の場合は、予約申込日から8日以内 ※予約をした日が利用日から7日以内の場合は、利用日当日まで

■プールの半面利用

体育館プールと小学校屋内プールは、半面での貸切利用ができます。
利用料金支払い時に、窓口にお申し出ください。
※料金も全面の半額になります。

●庭球場・ゲートボール場

1 対象施設

施設区分	施設	利用料金
庭球場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駒場庭球場（専用3面・兼用1面） ・ 目黒区民センター庭球場（2面） ・ 碑文谷庭球場（6面） ・ 宮前公園庭球場（2面） 	P. 24「貸切利用料金一覧」のとおり
ゲートボール場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駒場ゲートボール場（1面） ※庭球場兼用コート 	

2 抽選申込

申込方法	パソコン・スマートフォン、利用者端末
申込できる団体	構成員2人以上の区民団体（大人・小人） ゲートボール場は、5人以上の区民団体（大人・小人）
申込期間	利用月2か月前の1日から末日まで
抽選日	申込期間の翌月5日
申込可能コマ数	施設ごとに各区分（「平日」又は「土日祝」）5コマまで。 なお、駒場庭球場とゲートボール場を別々に申し込むことはできません。 ※駒場庭球場5コマ、ゲートボール場5コマをそれぞれ申し込むことはできません。
使用料の支払い	利用日当日（利用開始時間の15分後まで）

3 空き施設予約

予約方法（先着順）	パソコン・スマートフォン、利用者端末
予約できる団体	構成員2人以上の区民団体・区外団体 ゲートボール場は、5人以上の区民団体・区外団体
空き施設表示期間	利用月前月の6日から利用日当日まで
予約可能期間	利用月前月の15日8:45から利用日当日まで
予約可能コマ数	1日あたり3コマ（平日2コマ・土日祝1コマ）まで
使用料の支払い	利用日当日（利用開始時間の15分後まで）

■庭球場・ゲートボール場の抽選申込・空き施設予約時の注意
各施設、時間帯ともコートは指定できません。

●野球場

1 対象施設

施設	利用料金	備考
・碑文谷野球場（1面） ・砧野球場（6面）	P.24「貸切利用料金一覧」のとおり	＊砧野球場のA、F面は軟式野球（小学生）及びソフトボール専用。またB面は軟式野球（小学生）専用。 ＊砧野球場のC、D、E面（軟式野球専用）は大人団体及び構成員に中学生を含む小人団体優先。 ＊砧野球場は、1・2月は整備工事及び霜等によりグラウンド不良の場合が多いため、利用できない場合があります。

2 抽選申込

申込方法	パソコン・スマートフォン、利用者端末
申込できる団体	構成員9人以上の区民団体（大人・小人）
申込期間	利用月2か月前の1日から末日まで
抽選日	申込期間の翌月5日
申込可能コマ数	施設ごとに各区分（「平日」「土日祝」）5コマまで
使用料の支払い	利用日当日（利用開始時間の15分後まで）

3 空き施設予約

予約方法	パソコン・スマートフォン、利用者端末
予約ができる団体	構成員9人以上の区民団体・区外団体
空き施設の表示期間	利用月前月6日から利用日当日まで
予約可能期間	利用月前月の15日8:45から利用日当日まで ※構成員全員が小学生以下の小人団体（区民・区外）は、21日8:45から、砧野球場のC・D・E面が予約できます（下表参照）。
予約可能コマ数	1日あたり3コマ（平日2コマ・土日祝1コマ）まで
使用料の支払い	利用日当日（利用開始時間の15分後まで）

■砧野球場の抽選申込・空き施設予約時の注意

抽選申込は、利用できる面へ自動的に振り分けるので、面を指定しての申込はできません。

空き施設予約は、利用希望の面を指定し予約してください。

砧野球場は、登録区分によって予約できる面が異なります（下表）。

登録団体区分	抽選の対象となる面	空き施設予約が可能な期間	空き施設予約できる面
区民（小人） （構成員全員が小学生以下）	A、B、F	利用日前月15日～当日	A、B、F
		利用日前月21日～当日	C、D、Eも予約可
区民（小人） （構成員に中学生を含む）	A、C、D、E、F	利用日前月15日～当日	A、C、D、E、F
区民（大人）	A、C、D、E、F	利用日前月15日～当日	A、C、D、E、F
区外（小人） （構成員全員が小学生以下）	抽選申し込み不可	利用日前月15日～当日	A、B、F
		利用日前月21日～当日	C、D、Eも予約可
区外（小人） （構成員に中学生を含む）	抽選申し込み不可	利用日前月15日～当日	A、C、D、E、F
区外（大人）	抽選申し込み不可	利用日前月15日～当日	A、C、D、E、F

●サッカー場

1 対象施設

施設	利用料金	備考
砧サッカー場 (2面)	P.24「貸切利用 料金一覧」の とおり	* A面は大人団体及び構成員に中学生を含む小人団体優先、 B面は少年サッカー用で構成員全員が小学生以下の団体優先 * 1・2月は整備工事及び霜等によりグラウンド不良の場合が 多いため、利用できない場合があります。

2 抽選申込

申込方法	パソコン・スマートフォン、利用者端末
申込できる団体	A面：構成員11人以上の区民団体（大人）及び区民団体（小人）（構成員に中学生を含む） B面：構成員11人以上の区民団体（小人）（構成員全員が小学生以下）
申込期間	利用月2か月前の1日から末日まで
抽選日	申込期間の翌月5日
申込可能コマ数	各区分（「平日」又は「土日祝」）5コマまで
使用料の支払い	利用日当日（利用開始時間の15分後まで）

3 空き施設予約

予約方法	パソコン・スマートフォン、利用者端末		
A面	予約可能団体	構成員11人以上の区民団体（大人）・区外団体（大人） 構成員11人以上の区民団体（小人）・区外団体（小人）	
	予約可能な期間	利用月前月の15日8:45から利用日当日まで	
B面	1	予約可能団体	構成員11人以上の区民団体（小人※）・区外団体（小人※） ※構成員全員が小学生以下
		予約可能な期間	利用月前月の15日8:45から利用日当日まで
	2	予約可能団体	構成員11人以上の区民団体・区外団体
		予約可能な期間	利用月前月の21日8:45から利用日当日まで
空き施設の表示期間	利用月前月の6日から利用日当日まで		
予約可能なコマ数	1日あたり3コマ（平日2コマ・土日祝1コマ）まで		
使用料の支払い	利用日当日（利用開始時間の15分後まで）		

■ 砧サッカー場の抽選申込・空き施設予約時の注意

抽選申込は、利用できる面へ自動的に振り分けるので、面を指定しての申込はできません。

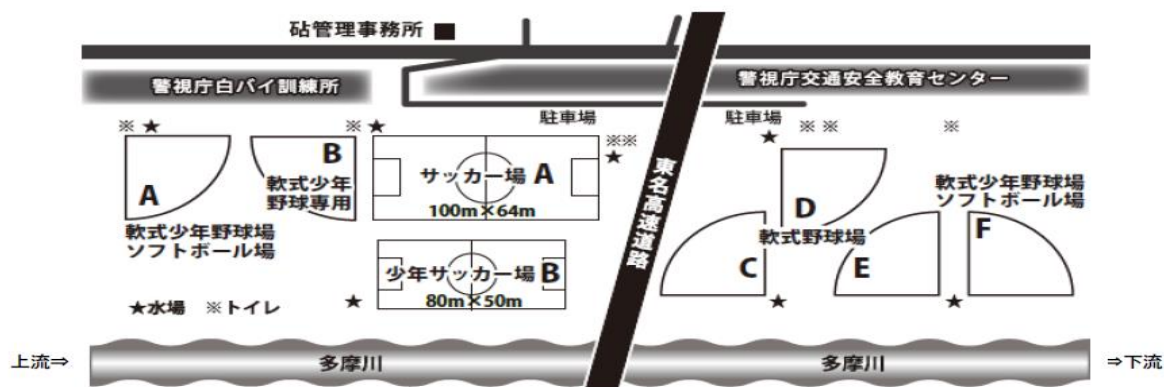
空き施設予約は、利用希望の面を指定し予約してください。

砧サッカー場は、登録区分によって予約できる面が異なります（下表）。

登録団体区分	抽選申込ができる面	空き施設予約ができる面 (利用月前月の15日～)	空き施設予約ができる面 (利用月前月の21日～)
区民(小人)(構成員全員が小学生以下)	B	A、B	A、B
区民(小人)(構成員に中学生を含む)	A	A	A、B
区民大人	A	A	A、B
区外(小人)(構成員全員が小学生以下)	抽選申し込み不可	A、B	A、B
区外(小人)(構成員に中学生を含む)	抽選申し込み不可	A	A、B
区外大人	抽選申し込み不可	A	A、B

※B面は空き施設の予約のみ大人の団体が予約可能

■ 砧野球場・サッカー場 配置図



12 施設予約システム 対象スポーツ施設一覧

	対象施設	貸出単位	利用団体の 人数要件	所在地・電話・最寄駅
駒場 体育館	体育室	全面	5人以上	駒場 2-19-39 03-3485-7761 京王井の頭線「駒場東大前駅」 徒歩5分
	駒場プール	全面・片面※	5人以上	
	庭球場	1面	2人以上	
	ゲートボール場	全面	5人以上	
目黒区民 センター 体育館	体育室	全面	5人以上	目黒 2-4-36 03-3711-1139 JR山手線、東急目黒線「目黒 駅」徒歩10分
	トレーニングスタジオ	全面	5人以上	
	屋内プール	全面・片面※	5人以上	
	庭球場	1面	2人以上	
碑文谷 体育館	体育室	全面	5人以上	碑文谷 6-12-43 03-3760-1941 東急東横線「学芸大学駅」徒歩 5分
	庭球場	1面	2人以上	
	野球場	全面	9人以上	
中央 体育館	競技場	全面・片面	5人以上	目黒本町 5-22-8 03-3714-9591 東急目黒線「西小山駅」又は「武 蔵小山駅」徒歩7分
	トレーニングスタジオ	全面		
	第1格技場（畳）	全面		
	第2格技場（フローリング）	全面		
	弓道場	全面		
	エアライフル場	全面		
八雲 体育館	体育室	全面	5人以上	八雲 1-1-1 目黒区民キャンパス 内 03-5701-2984 東急東横線「都立大学駅」徒歩 7分
学校 屋内 プール	五本木小学校 屋内プール （中央地区プール）	全面・片面※	5人以上	五本木 2-24-3 03-3714-8511 東急東横線「学芸大学駅」又は 「祐天寺駅」徒歩7分
	碑小学校 屋内プール （南部地区プール）	全面・片面※	5人以上	碑文谷 1-18-14 03-3793-2606 目黒駅から東急バス「区立七中 前」下車徒歩5分、 渋谷駅東口から東急バス「円融 寺前」徒歩2分
	緑ヶ丘小学校 屋内プール （西部地区プール）	全面・片面※	5人以上	緑が丘 2-13-1 03-3718-3130 東急東横線大井町線「自由が丘 駅」又は東急大井町線「緑が丘 駅」徒歩8分
宮前公園庭球場		1面	2人以上	八雲 3-19-12 03-3723-3342 東急バス「八雲高校」徒歩5分
砧野球場		1面	9人以上	世田谷区喜多見 1-12-2 03-3415-2361 東急田園都市線・大井町線「二 子玉川駅」から東急バス「下宿」 徒歩15分
砧サッカー場		1面	11人以上	

13 貸切利用料金一覧

● 体育室・競技場・格技場・弓道場・エアライフル場・トレーニングスタジオ

【区民団体の利用料金】

施設 / 利用区分		午前	午後 1	午後 2	夜間
		9:00~12:00	12:20~15:20	15:40~18:40	19:00~22:00
駒場体育館	体育室	8,200円	10,300円	10,300円	12,300円
目黒区民センター 体育館	体育室	6,200円	7,800円	7,800円	9,400円
	トレーニング スタジオ※	9:00~12:00 1,800円	12:00~15:00 2,200円	15:00~18:00 2,200円	18:00~21:00 2,700円
碑文谷体育館	体育室	8,800円	11,000円	11,000円	13,200円
中央体育館	競技場(全面)	12,300円	15,400円	15,400円	18,400円
	競技場(半面)	6,150円	7,700円	7,700円	9,200円
	トレーニング スタジオ※	9:00~12:00 500円	12:00~15:00 600円	15:00~18:00 600円	18:00~21:00 700円
	第1格技場(畳)	1,900円	2,300円	2,300円	2,800円
	第2格技場 (フローリング)	2,700円	3,400円	3,400円	4,100円
	弓道場	1,100円	1,400円	1,400円	1,800円
	エアライフル場	2,800円	3,500円	3,500円	4,200円
八雲体育館	体育室	6,900円	8,700円	8,700円	10,400円

※トレーニングスタジオのみ、利用時間帯が違います。

【区外団体の利用料金】

施設 / 利用区分		午前	午後 1	午後 2	夜間
		9:00~12:00	12:20~15:20	15:40~18:40	19:00~22:00
駒場体育館	体育室	16,400円	20,500円	20,500円	24,600円
目黒区民センター 体育館	体育室	12,500円	15,600円	15,600円	18,700円
	トレーニング スタジオ※	9:00~12:00 3,500円	12:00~15:00 4,500円	15:00~18:00 4,500円	18:00~21:00 5,400円
碑文谷体育館	体育室	17,700円	22,100円	22,100円	26,500円
中央体育館	競技場(全面)	24,600円	30,700円	30,700円	36,900円
	競技場(半面)	12,300円	15,350円	15,350円	18,450円
	トレーニング スタジオ※	9:00~12:00 900円	12:00~15:00 1,200円	15:00~18:00 1,200円	18:00~21:00 1,400円
	第1格技場(畳)	3,700円	4,600円	4,600円	5,600円
	第2格技場 (フローリング)	5,500円	6,800円	6,800円	8,200円
	弓道場	2,200円	2,900円	2,900円	3,500円
	エアライフル場	5,600円	7,000円	7,000円	8,300円
八雲体育館	体育室	13,900円	17,400円	17,400円	20,800円

※トレーニングスタジオのみ、利用時間帯が違います。

●屋内プール ★1回2時間利用の料金

施設	利用区分	区民団体		区外団体	
		全面	半面	全面	半面
駒場屋内プール		18,400円	9,200円	36,800円	18,400円
目黒区民センター屋内プール					
五本木小学校屋内プール					
碑小学校屋内プール					
緑ヶ丘小学校屋内プール					

●庭球場・ゲートボール場

施設	利用区分	区民団体		区外団体	
		大人 (高校生以上)	小人 (中学生以下)	大人 (高校生以上)	小人 (中学生以下)
庭球場	2時間枠	2,400円	1,200円	4,800円	2,400円
ゲートボール場	1時間枠※	1,200円	600円	2,400円	1,200円

※1時間料金は8/16～31、11/15～1/31の最終回の枠のみ

●野球場・サッカー場 ★1面2時間利用の料金

施設	利用区分	早朝(6:30~8:30) ※		通常(2時間)		
		区民団体	区外団体	区民団体	区外団体	
碑文谷野球場	大人(高校生以上)	—	—	3,800円	7,700円	
	小人(中学生以下)	—	—	1,900円	3,850円	
砧野球場※	大人(高校生以上)	700円	1,400円	1,400円	2,800円	
	小人(中学生以下)	350円	700円	700円	1,400円	
砧サッカー場※	A面	大人(高校生以上)	1,000円	1,900円	1,900円	3,800円
		小人(中学生以下)	500円	950円	950円	1,900円
	B面	大人(高校生以上)	500円	1,100円	1,100円	2,100円
		小人(中学生以下)	250円	550円	550円	1,050円

※砧野球場・サッカー場は、4～12月のみ早朝利用できます。

14 よくある質問【FAQ】

Q 1 利用者登録をしたいのですが、どうすればいいですか？

A 1 利用者登録は、各区立体育館またはスポーツ振興課の窓口でできます。登録申請書をご記入のうえ代表者と連絡員の身分証明書（写し可）をご提示ください。団体の構成員が2名以上の場合、利用者登録団体名簿に構成員全員の氏名・住所をご記入いただきます。手続き後、登録証をお渡しします。⇒（P. 4～6 参照）

Q 2 登録した内容を変更したいのですが、どうすればいいですか？

A 2 団体の代表者、連絡員または構成員のいずれかが、本人確認ができる身分証明書を持参し、利用者登録証裏面に記載の「団体登録をした受付窓口」で手続きしてください（代表者・連絡員を変更する場合は、変更する方の身分証を持参してください）。登録したパスワードやメールアドレスの変更はご自身のパソコン等で行えます。⇒（P. 4～5, 7 参照）

Q 3 登録証を紛失してしまいました、どうすればいいですか？

A 3 再発行できます。団体の代表者・連絡員・構成員のいずれかが登録した施設で、再発行の手続きをしてください。その際、本人確認ができる身分証明書を持参してください。

なお、パスワードを忘れてしまった場合は、メールアドレスを登録している方は、システムから再発行できます。登録していない方は、利用者登録した施設で、代表者または連絡員に本人確認（身分証明書を提示）のうえでお答えいたします（委任不可）。

Q 4 利用者登録の更新をしたいのですが、どうすればいいですか？

A 4 更新手続きは有効期限の2か月前から、各区立体育館、スポーツ振興課の窓口でできます。新規登録の際と同じく登録申請書をご記入のうえ、代表者と連絡員の身分証明書をご提示ください。新しい登録証の発行には1週間程度かかります。新しい登録証の発送は行いませんので、手続きをした窓口へお越しください。

⇒（P. 4～6 参照）

■スポーツ施設利用ガイドブック

発行日 令和3(2021)年10月1日

編集・発行 目黒区文化スポーツ部

スポーツ振興課管理係

電話 03-5722-9690 FAX 03-5722-9754